

論文審査の結果の要旨

安廷苑

本論文は、16世紀から17世紀にかけてカトリック教会が日本と中国への布教に際して直面した離婚・再婚問題を取り上げ、さらに日中両国で作製された典礼書を比較して、キリスト教教義の東アジアへの適応過程を分析したものである。この問題は、日中それぞれの社会史として見た場合、極めて興味深いものであるが、本研究はスペイン語・ポルトガル語・ラテン語・中国語などで記された一次史料の探索と紹介に主たる努力を注いでいる。

全体は5章から構成され、前半の三章は日本、後半二章は中国における婚姻問題とそれに関わる典礼の分析にあてられている。

16世紀半ばに東アジアへの布教が始まったとき、カトリック教会は日本での離婚の頻繁さに直面して信徒獲得に著しい困難を覚えた。1563年のトリエント公会議は、婚姻の単一性と不解消性というカトリックの基本教義を確認したばかりであったが、東アジアでは離婚も再婚も極めてありふれた慣習であり、もし教義を厳格に守ると異教徒の改宗が不可能となったからである。

日本布教を始めたイエズス会の宣教師たちは直ちにこの問題に気づき、上司に対して婚姻障害の緩和の可能性につき問い質した。しかし、1565年頃、ゴアにあったインド管区長クアドロスと神学者ロドリゲスが在日本宣教師たちに与えた回答は否定的なものであった。両者は、教会の伝統的な見解に従い、日本の異教徒たちの間の婚姻は、神の恩寵は得られないが、自然法に照らせば有効なものであるとし、その上で、離婚経験者は改宗に際しては最初の妻に戻るべきだと回答した。当時の日本の慣習では夫妻とも再婚することが多かったから、これは実行困難な条件であった。ただし、クアドロスは、日本人の婚姻契約は不解消性という条件を含んでいないという指摘に対し、離婚の可能性が契約時に明示されている場合はその婚姻は無効だという見解も述べている。同様の回答は、最初の中国・日本地域司教であったカルネイロも1567年に与えている。在日本宣教師は、日本人の婚姻は最初から離婚を条件としているから無効なのではないかと問いかけたが、やはり有効だと答えたのである。信者でなかった時代の婚姻を無効とすれば改宗に伴って任意の妻を娶れば良いのであるが、その可能性を斥けたのである。次の日本司教マルティンスが1585-95年ころ与えたものと推定される回答も同様であった。ただし、彼は、夫妻双方が再婚して子供がいるなら、最初の相手に戻る必要はないという拡張も行っている。

婚姻の単一性と不解消性という基本教義と日本の慣習の板挟みを解消したのは、イエズス会の日本巡察師ヴァリニャーノであった。彼は1592年、第二回目の巡察報告に際し、特に使節をヨーロッパに

送って、諸大学の神学者たちに異教徒時の婚姻は無効ではないかと諮問した。これに対し、アルカラ大学の神学者バスケスは肯定的な回答を与え、それはイエズス会総長、さらにローマ教皇の承認を得て、日本に届けられたのである。この教義解釈に対しては、他の修道会士やイエズス会の中からも批判の声があったが、それが日本での教線拡張に資したのは間違いない。

ところで、離婚・再婚問題は、遅れて布教が始まった中国でもやはり問題となった。1600年、マカオのコレジオ院長ディアスは、イエズス会総長にあててこの問題を論じている。中国では日本同様に離婚・再婚が頻繁に行われ、下層階級では妻を売ったり、貸したりといったことも合法的な慣習であった。ディアスは、夫妻が離婚してともに再婚し、子供がいるという典型的なケースを取り上げ、この場合、もし受洗時に元の妻に戻ろうとしても、新しい妻の親族は許さないだろうし、元の妻の新しい夫も許さないだろうと指摘した。また、1571年に「インド」地域に対して布告されたピウス5世の特免の適用可能性も検討している。複数の妻がいても一人を選んで同時に受洗すれば許されるという特免であるが、再婚していない場合は適用ができないとか、妻を帰そうとしても受け取ってもらえない場合があるなどという障害があつて、結局、異教徒時の婚姻は無効とするほか、この問題には対処できないと、ヴァリニャーノと同じ解決策を示唆したのである。

他方、ディアスの場合は、在日本宣教師と異なって、畜妾の慣習への対策も重視している。中国の富裕階級は、古来いわば一夫一婦多妾制という慣行を持っていた。正妻は生涯一人きりで、妾とはまったく身分が異なり、したがって妾が正妻に昇格することはあり得なかった。正妻を亡くした男性が受洗するには妾を妻とせざるを得ないが、ディアスはこれを可能にするため妾を正妻に直さぬまま夫妻とも受洗してはどうかと提案している。ただし、彼は中国の慣習に合わせようとしたためか、男性側の離婚・再婚問題のみを取り上げ、寡婦の抱える深刻な問題には触れていない。

このように、本論は、日中いずれの場合でも、ヨーロッパと著しく異なる婚姻慣習を持つ社会に対し、カトリック教会が様々な教義適用上の工夫を試みた事実を明らかにすることに成功している。

このような努力はやがて教理書・典礼書となってまとめられた。本論末尾の第五章は、中国で作製された『聖事礼典』(1675年)を分析し、これを日本で司教セルケイラが制定した『サカラメンタ提要』(1605年)と比較している。『聖事礼典』はイエズス会士ルイス・ブリオが北京で出版した漢文の教理書で、婚姻の秘蹟に関しては全17章を使って記している。婚姻は当事者の自由意思に基づくという基本教義がまず示され、したがって主人による従僕への強制や父母による子供への強制を排除している。ただし、父母の反対する婚姻は望ましくないとし、この面では現地の慣習に配慮を加えている。これは、薬物による避妊や墮胎の禁止とともに、『サカラメンタ提要』と規定を共にするものであって、ここには日本と中国の共通性を見ることができる。反面、日中の差異としては、司祭と証人の立ち会いを必須の要件とする規定がないこと、婚姻の効用として子孫の繁栄を強調すること、夫婦の通信が長期間途絶えた場合、元の妻の意思を確かめずに再婚できるという規定などを置いていることなどが注目される。

著者は、この二つの典礼書をさらに同時代のイベリア半島で用いられた典礼書と比較し、その性格を探っている。『サカラメンタ提要』には、イベリアの典礼書で規定された指輪の交換や婚資の規定がなく、その一方で薬物墮胎の禁止が追加されていること、『聖事礼典』は『サカラメンタ提要』の骨子を引き継いでいるが、量的にも内容的にもかなり簡略化されており、とくに具体的な婚姻儀式の記述が省略されていることなどである。『聖事礼典』は中国人司祭の指針として漢文で記された書物で、詳細は司教がラテン語で制定した『サカラメンタ提要』に委ねたのであろうと推測している。

以上が本論文の概要である。その意義は何よりも、東アジアにおける婚姻慣習とカトリックの教義の衝突という興味深い問題に注目し、その基本史料を提示したことにある。探索の範囲は公刊された史料集をはるかに超え、ローマのイエズス会文書館、リスボンのアジュダ図書館、フランスの国立図書館などの未公刊史料に及び、言語もスペイン語、ポルトガル語、ラテン語、中国語をカバーしている。著者の母語は韓国語であるが、これらのヨーロッパ語文書のテキストを確定し、さらに日本語に翻訳するのは並大抵の努力ではできない。同分野の研究者の協力があつたとしても、これは至難のことであつて、日本語話者としてはまことにありがたいことと言わねばならない。本論文は、今後の研究にとって貴重な不可欠の出発点となることであらう。

反面、本論文は分析面ではやや物足りない。日中の比較社会史という極めて重要な課題を可能にするはずの領域で、豊富で貴重なデータを提供しながら、それが解釈として十分に生かし切れていないのである。中世後期の日本人の婚姻実態がはたして宣教師たちの述べるようなものであつたか、日本語の史料の分析が必要であるが、まったく検討されていない。また、日本での離婚問題についてはすでにほぼ知られていることであつて、オリジナリティがあるとしたら、むしろ中国に関する史料を初めて紹介したことにあると思われる。さらに、構成にも問題があつて、時間的・論理的には日本の部の最後に位置するはずのヴァリニャーノの事績が第1章で記述され、しかも第1章自体も時間を遡及する形で書かれているため、読者は一つの物語として理解することに著しい困難を覚えることとなる。第3章の司教セルケイラの特免という問題は離婚・再婚問題という主題とは無関係であるが、その点も自覚されていない。

しかしながら、これらは本論文の大きな達成と比べると、致命的な欠陥とは言えない。著者の関心と情熱は何よりも、原史料を探しだし、非母語史料を解読するという一点に注がれたようである。それは、日本の学界に貴重な知識をもたらした。今後の研究展開の礎として、我々は感謝とともに受け取るべきであらう。本委員会はこのように判断し、博士(学術)を授与するにふさわしいと認定する。